

# 日本朝鮮研究所の入管闘争

——「日常」から問う国境・在留管理

山 本 興 正

## はじめに

本稿は1969～74年に4度にわたって提出された出入国管理法案、出入国法（入管法）に対する反対運動（入管闘争）を歴史的に記述するものである。そのさい日本朝鮮研究所（以下、適宜「朝研」とする）の動きに焦点を当て、そのなかでもキーパーソンであった梶村秀樹の思想を中心に考察する。ここで研究状況をみておくと、入管闘争については、田中宏<sup>1)</sup>、小熊英二<sup>2)</sup>、高谷幸<sup>3)</sup>、盧恩明<sup>4)</sup>のものがある。そのうち高谷の研究は金東希・任錫均・孫振斗といった「密航者」を支援する市民運動、盧恩明の研究はベトナムに平和を！（市民連合）の入管闘争について、その行動と思想を多角的に分析した研究である。入管闘争においては複数のアクターが交錯するため、また鋭く政治化された言語で語られるため、その客観的・俯瞰的な歴史化は容易ではない。そのため、まずはひとつの主体をモノグラフ的にトレースすることが全体像に接近する方法として有効である。本稿はその試みのひとつとして、日本朝鮮研究所と梶村の思想と行動を軸に入管闘争の一断面を描き、全体像への接近の一助となることをめざす。

日本朝鮮研究所と梶村秀樹に関しては、近年研究が進展している。日本朝鮮研究所（1961～84年）は南北朝鮮についての研究・運動にたずさわり、朝鮮史研究会などの学会とともに戦後日本の朝鮮研究をリードしてきた民間研究団体である。寺尾五郎・藤島宇内・宮田節子・梶村秀樹・佐藤勝巳・小沢有作・内海愛子ほか、数多くの人材を輩出した。朝研については、日韓条約反対運動における植民地支配責任の論理を分析した板垣竜太<sup>5)</sup>や、その日朝友好運動論の論理や民族教育へのとりくみの意義を明らかにした韓昇憲の研究<sup>6)</sup>がある。ただそれらの研究においては、入管闘争は主たるテーマとなっていない。もう一方、日本朝鮮研究所の中心人物のひとりであり、戦後日本の朝鮮史研究をリードした梶村秀樹に関する研究は、近年もっとも進展がみられるものである。これまで梶村については、主に史学史研究と社会運動史研究の2つの側面からの研究がなされてきており、本稿に直接関連する後者については大槻和也の研究がある<sup>7)</sup>。大槻は近年これまでの研究をまとめて梶村の在日朝鮮

## 日本朝鮮研究所の入管闘争

人論に焦点を当てた博士論文を書いた。梶村が積極的に参与した社会運動、たとえば金嬉老裁判や市民・住民運動団体の活動、指紋押捺拒否運動など、これまで少なかった、あるいはまったくなかった対象にも分析対象を広げ、詳細に論じた力作である。ただし、ここでも入管闘争そのものを歴史化する試みはなされていない。

本稿は先行研究では対象とされてこなかった日本朝鮮研究所の入管闘争の歴史を記述し、そのなかでも梶村秀樹の思想に焦点を当てることで、これまで蓄積された研究をより豊穣化することを目的とする。以下、議論の前提として、戦後入管体制の概略について述べ（1）、その後入管闘争の背景・展開とそこにおける朝研・梶村の行動と思想をトレースする（2）。

### 1 戦後入管体制の概略

#### 戦後入管体制の形成

戦後に形成された出入国管理体制は、戦前の在日朝鮮人管理の系譜をひいていた。植民地に特有の現象として、宗主国の従属経済下に組み込まれ、経済の自主的発展が阻害されるため、農村の過剰人口を吸収する場所がない、ということがあげられる。そのため、あるものは中国東北部の間島地方へ、あるものは日本へというかたちで、朝鮮人たちは朝鮮半島の外へと生活の場を求めざるを得なかった。だが総督府もしくは内務省などの治安当局は、その時々の状況に応じて朝鮮人の人口移動を容認あるいは規制した。それはもっぱら経済的要請と治安維持を天秤にかける観点によるものであった。

戦後における出入国管理体制も、治安維持を主たる目的として形成された。まず1947年に外国人登録令（外登令）が出された。よく知られているのがいわゆる「みなし規定」と呼ばれる第11条で、「台湾人のうち内務大臣の定める者及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間」「外国人とみな」すとされた。これによって日本政府は、在日朝鮮人を「日本国民」として日本の法に従わせて民族教育などを抑圧すると同時に、「外国人とみな」して治安管理の対象とすることを可能とした。日本政府は、講和条約発効まで在日朝鮮人は日本国籍を有するという立場に立っていたためである。また、14歳以上の者には登録証明書の常時携帯・呈示義務が課せられた。さらに外国人の原則的入国禁止、違反者に対する最高6年の懲役その他の刑罰と退去命令、強制退去の処分が規定された。こうして日本政府とGHQは、在日朝鮮人運動を規制・弾圧すると同時に、登録証の常時携帯・呈示義務によって「不正入国者」の発見と捕捉を容易にするという名目で朝鮮人の生活圏全体を管理することを試みたのである。「国境をまたぐ生活圏」の分断がこうして進められていった。

そして「逆コース」のなか、1949年に在日本朝鮮人連盟が強制解散させられる。同年12月には外登令の大幅改定がおこなわれ、3年ごとの切替制度の導入、罰則の強化、登録証不携帯罪の新設がなされた。そして朝鮮戦争のさなかの1951年に出入国管理令（入管令）<sup>8)</sup>、

その翌年にはサンフランシスコ平和条約発効とともに同じくして、外国人登録法（外登法）が制定された。この外登法も、外国人に日本在留にあたってのさまざまな義務を課し、そこに刑罰規定を設ける治安立法であった。警察は以後、登録証の不携帯など些細な過失をもとに朝鮮人を検挙し、それを口実にして外登法とは関係のない総連（在日本朝鮮人総聯合会）関係の組織・学校に対する捜査・押収などをたびたび強行した。外登法は法形式の面のみならず現実の運用面においても治安立法としての役割を果たしたのである<sup>9)</sup>。

またサンフランシスコ平和条約発効時、旧植民地出身者およびその子は一齊に日本国籍「喪失」措置を受けた。すると、それらの朝鮮人の在留資格の問題が生じる。新規に入国する外国人とは異なり、これらのは在日朝鮮人たちは戦前から日本に在住しており、入管令には該当する在留資格がなかったからだ。これに関する「別に法律に定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」とした通称「法126」（「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」）が制定され、ポツダム政令である入管令はここに法的効力をもつことになった。だがこの「別に」「定める」とされた「法律」はしばらく制定されず、旧植民地出身者は不安定な在留を余儀なくされることとなった。

### 日韓法的地位協定と入管法案

1965年、日韓基本条約のほか日韓法的地位協定など関係諸協定が締結され、日韓国交正常化となった。これを受けて出入国管理特別法（日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する大韓民国と日本国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法）が制定され、韓国籍を取得した者は1966年から5年のあいだ、日本政府に申請すれば「協定永住」が許可されることとなった。「法126」にある「別に法律に定めるところにより」の「法律」は、日本政府にとって日韓法的地位協定による出入国管理特別法になるはずだった。すなわち「法126」とその子らを日韓協定体制に組み込むことによって、52年来の懸案であった在日朝鮮人の在留資格の問題を「解決」しようとしたのである。日本政府はここで、日本と韓国の政治・経済的結びつきにとって支障となる朝鮮人を日韓協定体制にとりこもうとした。つまり「法126」および「法126の子」問題は、政治的思惑と結びつけられたのである。60年代後半に頻繁に報告される韓国籍の強要と退去強制令書の乱発<sup>10)</sup>は、こうした当局の思惑の表現だったといえる。それに対して、協定永住申請期限の71年1月16日をひかえた70年に総連や社会党を中心に開始されたのが、外国人登録証「国籍欄」の韓国籍から朝鮮籍への書換運動であった<sup>11)</sup>。こうした反対運動や個々の在日朝鮮人の主体的選択により、韓国籍取得者は当局の思惑通りに多くはならなかった。また60年代後半から70年前後にかけて、日本からの退去強制によって朝鮮人・中国人の生命を危機にさらす入管関係事件が多数起こった。当時の冷

戦体制のなかでこれらの者が退去強制されたばあい、送還先での身体の安全は保障されていなかった<sup>12)</sup>。このような入管側の措置に対しては、デモや集会などによる抗議行動のほか、行政の判断の可否を司法によって争うような個別の在留権擁護訴訟が展開された。

1969年、71年に出入国管理法案、72年、73年には出入国法案と名を変えて4度国会に提出された入管法案は、当局の思惑を法制定により具現化しようとするものであった。この時期はベトナム反戦運動が高揚している時期であり、入管法案のねらいのひとつは外国人の日本での政治活動、あるいは反戦活動そのものを封じ込めることにあった<sup>13)</sup>。

法案は提出年度によって変化はあるが、①入国・在留活動に対する管理強化、②行政調査権制度の新設、③退去強制手続きの簡略化、④収容や送還先指定に関する規定の改悪、⑤行政訴訟による救済の困難化などを特徴としていた。①は外国人に対する「遵守事項」あるいは「政治活動禁止」を規定し、それに対して刑罰と退去強制を担保するものであり、②は外国人の在留に関する事実関係を調査する権限を入管当局に与えるものであった。これらは外国人の在留・活動に対する入管当局の権限を一層強化し、外国人の日本における活動の規制強化をねらう条項であった。⑤は退去強制令発付と在留特別許可の2つの手続きを引き離し、それにより在留特別許可裁決の当・不当を法廷で争う意味を喪失させてしまうものだった。これは入管行政を司法からできるだけ切り離すとともに、在留特別許可の権利性を希薄化して法務大臣の恩恵性を強めようという当局の意向を反映していた<sup>14)</sup>。争点はこれだけではなかったが、総じて国益・治安維持の思想が人権を毀損する、入管令をさらに改悪した法案であったことは明らかである。そのため、この入管法案には思想・イデオロギーを問わず在日外国人団体・運動体が反対し、法務省や各政党への要求、デモやハンストの実施、集会の開催などにより抗議の意を示した。このなかでは在日朝鮮人と在日華僑との共闘も組まれた<sup>15)</sup>。この点はのちの指紋押捺拒否闘争との共通点といえよう。思想・イデオロギーの基底にある生存をめぐる問題であったからである。

一方、日本人として入管問題へのとりくみを先導したのは各地のベ平連であった。ベ平連は当初はベトナム反戦に課題を限定していたが、60年代後半に金東希事件や任錫均事件<sup>16)</sup>へのとりくみを通じて日本のアジアに対する加害者意識を深めていき、日本の差別と排除の構造としての「入管体制」への批判を展開するようになり、全共闘・反戦青年委員会などとともに大村収容所解体デモや集会を実行するなど、入管法案反対運動の旗振り役を担った<sup>17)</sup>。問題は、同じく日本の治安権力に対抗する目的をもっているはずの新左翼諸セクトが、在日外国人の生と直結する入管問題を他の政治課題に従属させ、軽視（もしくは意図的に無視）したことであった。これはこれらの者たちが「アジア革命」や「連帯」を呼号しながら、じつは在日朝鮮人・中国人の生そのものを軽視するという、人間存在そのものに対する想像力の欠如を示すものであった。

## 2 入管闘争

### 1970年前後の「糾弾」

1970年を前後する時期は、これまでの権力関係・差別構造を問い合わせる声が生じた重要な時期であった。在日朝鮮人金嬉老が静岡の旅館にたてこもって積年の民族差別を告発した68年の金嬉老事件、湊川高校・尼崎工業高校・神戸商業高校など兵庫県下の高校で、被差別部落出身の生徒や在日朝鮮人生徒らが中心となってみずから半生を「さらし」ながら差別反対・授業改革などを求めた69年からの一斉糾弾闘争、日本の新左翼にある民族問題への無知・没主体性に対する70年の華僑青年闘争委員会（華青闘）の「七・七告発」などがあいついで起こった。また「帰化者」であるため民族運動からも日本の運動からも拒絶され、自己をめぐる苦悩を背負って70年10月に焼身自殺した梁政明（山村政明）の死も、沈黙の糾弾であった。あるいは、直接の糾弾というかたちをとっていたわけではないが、既成の民族団体とは切れたところから民族差別を告発した朴鐘碩の日立就職差別裁判闘争もそこに含めることができよう。このように、従来日本社会において声を奪われていた人々が、糾弾という行為を通して次々と日本社会に対してメッセージを発し始めたのである。それらはみな、戦後日本という「平和と民主主義」が実現されたはずの社会において、なぜこうも不平等や偏見、差別が存在しているのかという疑問を発していた。この「戦後民主主義」に対する異議申し立ては、1968年に最高潮をむかえた全共闘運動のレーザンデートルでもあり、戦後思想の担い手であった戦後知識人と呼ばれる人々がこの運動のやり玉にあげられた。ただ、ひとくくりに戦後民主主義批判とはいっても、その批判の中身は日本人によるものと在日朝鮮人・中国人によるものとでは異質のものであることが糾弾を通して明るみに出た。それが日本人と在日朝鮮人・中国人の生の根本的な相違を示していたことは特筆に値する。そこにこそ、現在においても振り返られるべき重要な問題が含まれているのである。

これらの糾弾のなかで、入管闘争という主題に深い関係があるのは、68年春に日本政府に対する抗議の遺書を残して焼身自殺した金賢成<sup>18)</sup>、69年4月「満腔の怒りをもって佐藤反動政府の“出入国管理法案”“外国人学校法案”に対して抗議する」との遺書を残して服毒自殺した在日中国人青年の李智成<sup>19)</sup>、デモやハンストにより入管法案に抗議した在日朝鮮人と在日中国人の共闘<sup>20)</sup>、陳玉璽・柳文卿・劉彩品ら台湾出身留学生の退去強制もしくは在留許可取消しをめぐる事件<sup>21)</sup>と抗議行動、そうした緊迫した状況のなかで「抑圧民族としての日本人」たる新左翼に絶縁を突きつけた先述の華青闘告発などである。出入国管理法案は上述のように1969年に提出されたが、おりしも高揚していた新左翼・全共闘運動においては、他の政治課題の後景に退けられていた。華青闘の告発は次のようなものであった。

抑圧民族としての日本人諸君、在日朝鮮人・中国人は日本人民を告発しつづける。盧溝橋事件33周年にあたって、排外イデオロギーへの日本人民の屈服と包摶こそが、焼き尽し奪い尽し殺し尽す帝国主義の侵略戦争をもたらしたことを想起せよ。今、日本人民は、国家権力の側に立つか、在日朝鮮人、中国人の側に立つかという死活的選択の前に立たされている。〔……〕われわれは在日朝鮮人、中国人の問題は、決して新左翼の中に定着しなかったと断言する。そのような事態に対する根底的自己批判なくして、連帯は空文句にすぎない。<sup>22)</sup>

この告発は新左翼・全共闘運動の「パラダイム転換」をもたらした。運動のなかに差別・排外主義問題にとりくむ姿勢が生まれたのである<sup>23)</sup>。こうした流れから、当時の学生運動家たちに大きな支持を受けた津村喬のような人物による「差別構造論」が生まれた<sup>24)</sup>。津村はこのように言う。「その声はわたしに、おまえの日々の生活と闘争は、その存在自体が日本近代の負の総括たる在日朝鮮人・中国人のまなざしに常にさらされているのだと告げた。その声はわたしに、「新」左翼のいう「連帯」は空文句であり、「アジア革命」勝利などは無責任な大言壯語にすぎぬと告げた。その声はまたわたしに、おまえ自身も諸セクトも、入管闘争の戦線を構築しえないうちは、70年代への構造的ナショナリズムからのがれることはできないのだと告げた」<sup>25)</sup>。そして華青闘から入管問題の政治利用を告発され、決別を宣言された新左翼の一部も、告発を受けて入管問題にとりくむ姿勢を示した（ただし告発を受けたのちも問題を意図的に無視・軽視したセクトもあった）。在日外国人の生の問題を観念的な政治の論理に還元してしまう暴力性に対する問い合わせが迫られたのである。高谷によれば、こうした「パラダイム転換」をへた当時の運動の結末は「自閉と停滞」としてまとめられることがあるが、70年代にはそうした戦後社会運動の主流として理解される運動とは別の軌跡を刻む運動、すなわち「システムの暴力性を「大上段」に訴えるよりもむしろ、一人の人間、人格にかかわることによって、その暴力性を個人の側から問い合わせていく」運動も生まれていった<sup>26)</sup>。また一過性の事件にとりくむだけでなく、差別構造を日常生活のなかから変えていくとする地域運動の流れもこの転換によって生まれている。一例として、「ベ平連こうべ」の有志らは任錫均事件や丁勲相事件<sup>27)</sup>にとりくむ運動のなかでより地道な在日朝鮮人問題へのとりくみの必要性を痛感し、71年に「むくげの会」（在日朝鮮女性の聞き書き『身世打鈴』を出版した東京のむくげの会とは別）を組織して地に足をつけた運動を継続した<sup>28)</sup>。またほかにユニークな入管闘争を展開した運動体として注目されるのが、内海愛子・石田玲子・山之内萩子らによる「入管体制を知るための会」で、この会は72年の法案提出時にYWCA留学生母親委員会とともに、文庫本サイズの解説本『入管体制を知るために』を刊行している<sup>29)</sup>。おそらく日本語の読解が難しい読者の存在を想定したことであろう、このパンフレットは英語版も刊行された<sup>30)</sup>。英語版の序文にはこうある。「日本市民としてだけでなく世

界人権宣言の精神において行動することを願い欲するために、わたしたちはこのような出入国管理がいかに危険かということを示すために本書を翻訳した<sup>31)</sup>。「世界人権宣言の精神」をあげることで、ローカルな問題でないことを示すねらいがあったものと思われる。

これら日本の運動団体にとって、入管闘争はひとつの極限的状況における「アジアとの出会い」の場でもあり、侵略戦争や植民地支配の加害者としての意識を深め広めるきっかけともなった<sup>32)</sup>。このように、問題としての入管体制が70年前後に広く認識されるに至り、そのなかから本格的に朝鮮問題にとりくむ活動も生まれていったのである。社会運動史の流れからみると、この入管闘争は動員型の「革新運動」から「市民運動」「住民運動」へと移行していく時期の運動にあたる<sup>33)</sup>。道場親信はベトナム反戦運動について「多中心的で複合主体的な運動」としているが<sup>34)</sup>、これは入管闘争にも当てはまる。

### 日本朝鮮研究所の入管闘争

朝研もまた当然、日本の国家意志を反映したこの入管法案の提出に対して強い関心を寄せ、運動・研究にとりくんだ。佐藤勝巳によれば、差別発言問題<sup>35)</sup>への「反省」の発表を契機に、朝研の機関誌『朝鮮研究』は、在日朝鮮人問題、とりわけ日本社会の民族差別に焦点をあてた編集方針をとるようになるが、入管闘争はそうした朝研の方針に合致していた<sup>36)</sup>。

1969年の第1回法案提出のさいには朝研側の準備が十分でなかったとみられ、朝研とは別の運動団体「チョッパリの会」の会員が、時評や大村収容所についての文章を寄せている<sup>37)</sup>。佐藤勝巳によれば、1969年ごろ朝研は「入管法反対運動に取り組まないとして大変なお叱りを受けた」<sup>38)</sup>。第1回法案提出時の初動の若干の遅さは、これによって説明できるかもしれない。つまり朝鮮問題を専門としているにもかかわらず、入管問題という点においては華青闘争を受けた新左翼諸党派と同様の認識不足があったといえよう。ともあれ、こうした「お叱り」に対し、佐藤らは「もっともだと思った」<sup>39)</sup>。よってその後は、朝研の所員らがみずから手で入管問題について調べ、関連する文章を次々と発表していくことになる。そのなかでも、もっとも迅速な動きをみせたのが梶村であった。梶村は69年6月、『朝鮮研究』86号に入管法案の危険性を指摘する文章を発表した<sup>40)</sup>。また同年6月24日開催の朝研公開講座の講師をもつとめている<sup>41)</sup>ことからみると、朝研のなかでこの問題にもっとも精通していたうちのひとりと梶村が目されていたことがわかる<sup>42)</sup>。梶村はすでに金嬉老裁判での必要に応じて在日朝鮮人の渡航史について調査しており<sup>43)</sup>、その動きとリンクしていたと思われる。こうして朝研でも入管問題へのとりくみが本格的に開始されるが、当初は難解な入管令・出入国管理法案を理解するのに困難が伴ったようだ。梶村は、はじめて入管法案が出てきたときの苦労を次のように語っている。

もともと私どもは法律のプロでも何でもないので、最初に法案が出てきたときなどは、

ずいぶん苦心してこの法律を読んだわけです。そして法律の含んでいるそれとない言葉、ほんのささいな条項がそれこそ一人の人間の生きる条件をきわめて根本的なところで、無表情にパッと決めてしまう、そういう恐ろしい内容を持っているのだということが、だんだんわかってきた。そのわかってゆく過程では法律の専門家と称している人達に一生懸命聞いて歩いてずいぶん教えを受けた。<sup>44)</sup>

運動側に資料や研究の蓄積が不足しており、その知識の不足が在日朝鮮人の生の条件に直結しているという深刻な事実がここで理解されたのである。だからこそ彼・彼女らは、知識の摂取のために手段を選んではいられなかった。内海愛子は、あまりに難解な入管法案の「条文を読んで生半可な理解をするよりも、直接質問しようと法務省入管局次長の竹村〔照雄〕さんに会いに行」ったと述懐している<sup>45)</sup>。当時においては、治安行政担当者などへの直接的接近も、とらざるをえない手段だったことがわかる。また、東大全共闘のなかで入管体制に関する資料を蒐集し研究を進めた東大法共闘の『告発・入管体制』なども理解の役に立ったという<sup>46)</sup>。

こうして朝研では、入管法案そのものの分析はもちろん、入管問題をめぐるとりくみのなかから、現行法令そのものの正確な理解・解釈をおこなう必要性が認識され、運動の要請にこたえながら研究が進められていった。観念的な政治闘争を拒否し、あくまで具体的な状況への対応を念頭に置きつつ、運動と研究とが相互依存的に進められていったことは、この時期の朝研の特色である。

『朝鮮研究』誌上では、まず「入管法を理解するにあたって」という副題を付して、野村宏志が在日朝鮮人の在留状況と国籍問題についての、佐藤勝巳が出入国管理令の要点を説明する文章を出した。編集後記には「いま少し時間をかけ、自分なりに納得の行くものを書きたかった」<sup>47)</sup>とあるが、一問一答という形式をとるなど、読者に伝わりやすいよう工夫した努力の跡がみられる<sup>48)</sup>。さらに「朝鮮を知るために」と題して(1)~(15)まで続いた連載のうち、入管問題に関するものは6つあり、その関心の高さを示している<sup>49)</sup>。また、在日朝鮮人による入管行政の体験記<sup>50)</sup>や入管法案にかかわる参考資料（主に一次資料）の掲載、声明の公表<sup>51)</sup>などの試みがなされた。

ところで、朝研の入管闘争では、ほかにほとんどみられない論点が提示された。先述のように、法案提出のねらいは反戦・反体制運動への牽制にあり、それは東アジア反共体制と密接な関係があった、というのが一般的な解釈であり、もちろんそれは誤りではない。ユニークな論点を提示したのが内海愛子で、内海は入管問題を、外国人への規制強化という側面とともに、日韓条約締結後の国際的資本・労働力移動の側面から考察したのである。

日韓条約締結後において、資本輸出のなかでも借款のみならず直接投資も拡大していた。それは韓国だけでなく東南アジア諸国に対する動きでもあった。そうしたなかで内海が注目

したのは、技術研修生<sup>52)</sup>導入の計画であった。この計画は政府・財界のみならず、同盟や総評といった労働組合が中心となって立てられた。この三者のねらいは、現地に進出した日本企業で活躍しうる技術者・中間管理職を養成すること、それによって進出企業が外国での運営を円滑にできるようにすることにあった。本来は資本家と対抗的関係にあるはずの労働組合が、韓国や東南アジアへの企業進出を批判しないどころか、その動きと一体化てしまっている<sup>53)</sup>。これを内海は「経済協力」への挙国一致体制」と呼んだ<sup>54)</sup>。いいかえれば、「善意」の近代化イデオロギーにもとづくナショナリズムがこうした動きの背景にあったという主張となるだろう。日本で育成した現地の者たちが技術を自国に持ち帰ることによって「経済協力」を受ける国も発展する、との「善意」である。

外国人管理政策を考えるにあたっては、法制度・行政の側面だけでなく、資本と労働という経済的側面をとらえることが要求される。たとえば今日の技能実習制度は、そうした側面から把握されるべきものである。これは技術研修制度に改変を加え、1993年に制度化されたものである。2016年制定の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)の第1条には「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識〔……〕の移転による国際協力を推進することを目的とする」、第3条第2項には「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」とあるように、技能実習制度は「国際協力」や「技術又は知識」の「移転」を謳い、日本での最大5年間の滞在を許可するものである。だが実態は、日本企業の国際貢献への気運の高まりに対応する制度ではまったくなく、中小零細企業における人手不足の解消を目的とした労働力確保のための制度である<sup>55)</sup>。

技術研修制度も技能実習制度も、ともに名目上は「国際貢献」や「技術移転」のためとされているが、前者は低賃金労働力利用を目的とした日本資本の海外進出のための技術者・中間管理職の育成、後者は日本における低賃金労働力・単純労働者の確保という目的をもっている。両者には低賃金労働者の働く場所が海外か日本かの違いがあるだけで、外国人労働者が日本資本の発展のために利用されるという点では本質を同じくする。「善意」の「経済協力」に名を借りた近代化イデオロギーは、このようにしてかたちをかえて資本のために現在も再生産されているのである。こうしてみると、技術研修生導入問題に対する批判的検討は、1960年代前半期の日韓条約反対運動のころから日韓間の国際資本移動について検証を進めていた朝研ならではのものであつただけでなく、資本のあり方を「善意」の近代化イデオロギー、それと不可分のナショナリズムという点から批判したその問題意識・見解は、今日においても妥当性をもつ卓見であったといえよう。

このように朝研は、在日朝鮮人の生存権をせばめる国家権力による管理の問題と国際的資本・労働移動の問題、この2つの側面から入管問題に迫っていた。そして前者について運動の要請に応じて発表された研究成果は、のちにさらに検討が加えられ、内海愛子・佐藤勝

巳・山之内萩子・和田純が中心となり、一冊の本にまとめられた<sup>56)</sup>。この本のあとがきには次のようにある。「本書は、意図して、現行令に即して記述をした。その理由は、事実関係を抜きにした現行令や法案批判などありえないことであるが、実際は必ずしもそうではなく、被適用者不在の政治論議の方が優先する傾向がたえなかったからだ。〔……〕在日朝鮮人・韓国人の現実にも迫ることもできず、そのうえ在日朝鮮人・韓国人管理の武器である現行令（及び出入国管理特別法）と外国人登録法そのものをもよくわからずに、政治論議のみでどうして在日朝鮮人・韓国人の人権が守られよう」<sup>57)</sup>。ここからは、かつての新左翼に典型的にみられた入管問題の政治利用主義に厳しい目を向け、入管問題を在日外国人の生存にかかわる問題として具体的に把握しようとする朝研の志向が読み取れる。

ただしそのようにいっても、朝研の所員たちも当初はこの問題から自由ではなかつたものと思われる。法令と在日朝鮮人の生活が結びついていなかった、つまり在日朝鮮人・中国人の日常生活もしくは生そのものを入管令がどれほどせめているかという具体的なイメージがつかめなかつたのである。梶村は次のように言う。

その過程〔入管法案について調べる過程〕で普通の人間が入管法って何だかわからないというだけではなくて、法律の専門家でさえ意外と認識が不十分だということも痛感したものです。それはなぜかというと法律の条文についてはよく知っていても、現実の在日朝鮮人の生活のありようが頭の中ですぐ生きてくるようなイメージとしてないということがあるように思うのです。<sup>58)</sup>

これは日本人（とくに知識人や学生）が陥りがちな、日常生活に根を下ろしていない観念性を撃つものだった。梶村にとってもそれは同じだった。在日朝鮮人が生きる姿と現実を具体的にイメージできない日本人の意識と在日朝鮮人の意識との溝、それを問題とも思わない日本の戦後的思想状況を、梶村は自身のそれを含めて問題にしたのである。在日朝鮮人の日常生活を理解するということは、彼・彼女らが置かれた刻薄な日本社会の状況と、置かれた状況において積極的に生きぬこうとする姿、この2つの表裏の面をともに具体的にとらえることである。たとえば梶村を文責者として、朝研編集部は前者について次のように書いている。「警察が「市民」に密告を奨励するための例の「広域公開捜査」の写真入りのビラ——よく銭湯などにはあってあるものだが、さいきん、あれの朝鮮人ばかり特集したのが出回っているという。とんでもないことだ。最近、またしても警察ダネの不良外人キャンペーンがマスコミに盛んに流されている。権力は朝鮮人に対してこれほどにもえげつないのだ。「朝鮮人は恐い」という誤った認識が知らず知らずのうちに頭にたたきこまれてしまう。「入管体制」との闘いはこういうドロドロした領域から始まるのだと思う」<sup>59)</sup>。日本の差別構造とは大衆の日常生活を組み込んで不斷に形成されていくものであるのだ。だからこそ制度とともに

に思想・意識の変革が必要なのである。朝研の入管闘争は、こうした差別構造を行動と言論を通じて問題にしながら、日本人の日常的・生活意識そのものの変革をもめざす運動であったということができる。日常生活の次元から民族差別を撃つというのは、70~80年代の社会運動にみられる特徴だったが、とくに朝研はそれを意識的に推し進め、日本人の日常的・生活意識のなかの朝鮮認識の問題として思想化していった。入管闘争はその実践のひとつであったのである。

### 梶村秀樹の入管闘争——日本ナショナリズム批判として

梶村にとっても、入管問題はもちろん、日本人にとっての思想問題としてもあった<sup>60)</sup>。それはとくにナショナリズムの問題を深めるかたちで検討されていった。

在日朝鮮人は日本国家にとって弁解のしようのない歴史的存在である。梶村はまず、そうした大前提を確認した。そして日本国家がこの責任を認めて、「法126」の者には子孫永久に無条件の在留を保障するというように変わらない限り、ほかがどう変わろうと法改定を認めるわけにはいかないと主張する<sup>61)</sup>。これはつまり、在日朝鮮人の生存権を保障することとは、植民地支配と戦後の排外主義政策を進めてきた日本国家が当然負うべき歴史的責任の問題だ、という主張である。この時期、戦後民主主義批判が唱えられるなかで、一部では植民地支配責任・戦後責任という問題意識が生まれつつあった。そして以下にみると、ここでも梶村はその責任を抽象的・倫理的なものとせず、あくまで具体的に追及した。これは金嬉老裁判の経験から導出された思想であったと思われる。ここで注目されるのが、梶村が「国境を越えた」「在日朝鮮人の生活圏」という言葉を明示して、この問題にふれていることである。梶村の在日朝鮮人論のキーワードである「国境をまたぐ生活圏」という概念の形成過程について論じた大槻和也は、69年に書かれた「『出入国管理法』と日本人民」では、のちの「国境をまたぐ生活圏」概念について、その存在が指摘されてはいるが、いまだその生活圏の中身は具体的に分析されていない、と考察している<sup>62)</sup>。大槻が用いていない文献を読んでみても、この推測が正しいことがわかる。この概念の中身が具体的に提示されるのは、のちの「定住化論争」以降のことであると思われる。ただし、これとほぼ同じ言葉が入管闘争のなかから生まれていることは、注目に値する。

梶村は在日朝鮮人の生活圏について、次のように説明する。日本の朝鮮植民地支配の結果、在日朝鮮人の生活圏は一方では日本のなかで営まれていながら、その一方あらゆる意味で祖国と結びつくことになった。つまり「国境を越えて生活圏」というものがいやおうなしに彼らの日常生活の中になり立っている」状況は植民地支配によって形成されたのである<sup>63)</sup>。現行入管令や入管法案は、こうした国家の枠に閉ざすことが本来的に不可能な存在である在日朝鮮人の生の可能性をせばめ、またその社会を分断するものである。そして、こうした歴史的存在としての在日朝鮮人のあり方は、いやおうなしに、国境の枠内でのみ行動・思考する日

## 日本朝鮮研究所の入管闘争

本人のあり方に疑問を投げかける——。ここにはのちの「国境をまたぐ生活圏」の語の原型がみられるとともに、さらに津村喬のいう「入管体制による構造的ナショナリズム」<sup>64)</sup>が在日朝鮮人の歴史と生活から照射され、日本ナショナリズム批判に具体性が付与されている。梶村の見解を敷衍すれば、現行入管令や入管法案を容認する、つまり「入管体制による構造的ナショナリズム」にからめとられるということは、在日朝鮮人に対する日本国家の植民地支配責任を認めないと同義になってしまうのである。

先述したように、在日朝鮮人・中国人をはじめとする在日外国人にとっての入管令・入管法案というのは、イデオロギーを超えた生存をめぐる問題であり、だからこそ共闘が成立した。では梶村において、日本人にとっての入管闘争とはどのような思想的課題を提起するものなのかな。これは日韓条約反対闘争期の梶村のナショナリズム論の延長としてあった。梶村は次のように言う。

国家意志を越えた人民の交流を総体として確保していかなければ、国境の枠のなかだけで思考していることによって形成される思想は、いかに主観的にラジカルであっても、客観的には排外主義的なものに転化してしまうという容易ならない被害をうけることになる。<sup>65)</sup>

梶村にとって、日本人にとっての入管闘争は「国境のなかでのイデオロギー管理」に対決するか否かの分岐点となる問題でもあった。筆者なりにいいかえれば、これはいかに「インターナショナリズム」や「連帯」を唱えても「国境のなかのイデオロギー管理」との対決を欠くならば、いとも容易く排外主義に転落してしまうだろう、という梶村の警鐘であった。それはみずからが自己をどう規定するかとは無関係に生じうる陥穀である。梶村にとって在日朝鮮人の「国境を越えての生活圏」を理解することは、いかに国境の内部に閉ざされた思考を相対化し排外主義を克服するか、そのなかでいかに連帯を獲得するかという、日本人の思想課題と不可分に結びついていたのである。観念だけでインターナショナリズムは成立しない。それはみずからを日常生活の次元から問い直し変革する実践によってのみ、獲得しうるものなのであった。梶村の批判は、体制側に対してのものであったのと同じく、いやむしろそれ以上に、当時の日本の左翼・反体制側に向けられたものであったのではないだろうか。梶村にとって、体制側の姿勢を問題にする反体制側、つまり現状変革をめざす者たちこそ、排外主義への転落の危険性に自覚的でなければならないのである。

梶村は排外主義への転落という問題に対する処方箋を次のように提示した。まず前提として梶村は、日常生活のなかで起こる在日朝鮮人と日本人とのギクシャクとした関係、これは国家を背負った自分の姿が相手にどう映るかがわかっていない<sup>66)</sup>ために築かれてしまう関係であるという。梶村の答えは次の2つだった。ひとつは、法案や現行令の条文などについての知識を身につけると同時に、在日朝鮮人の個々人が具体的に日本のかでどういった生

活を営んできたのか、また現に営んでいるのか、その生活がどのように制限されているのか、その実情がひとつの条文によっていかに制限されるのか、また破壊してしまうのかを含めて、朝鮮人の営む生活の全体像を主体的に「知る」、「知らせる」ことである<sup>67)</sup>。もうひとつは、入管体制が在日朝鮮人と日本人の連帯を根底から否定する国家意志のあらわれであるのならば、入管法案を廃案にするように努めることである。そうしなければ、連帯の橋を架けることそのものができなくなるという意味で、日本人にとっての被害にもなるからだ<sup>68)</sup>——。思想変革か政治課題の実現かという二項対立の図式を拒否する思考、また差別発言問題などをへて、具体的人間存在をとらえることの必要性を知った梶村の思考が、ここによくあらわれている。梶村にとって連帯とは「日朝連帯」の語であらわされるような所与の主体のあいだに成立するものではなく、朝鮮人の歴史的あり方を探究しながら、内なる国家主義イデオロギー・排外主義からの脱皮を絶えず志向しつつ、自己を変革する営みを重ねるプロセスのなかでかたちづくられるものなのである。梶村の言葉から読み取ることができるのは、日常生活の次元をも含めた意識と制度を総体として変革しようとする意志、さらには国家から自立／自律した民衆の存在を希求する強い想いである。

### おわりに

以上、日本朝鮮研究所と梶村秀樹の思想と行動を軸に、入管闘争の一断面を描いた。この作業により、先行研究の不在を埋め、社会運動史研究の蓄積に寄与できたように思われる。最後に、本稿を今日の思想状況に位置づけて、むすびとしたい。

今日、日本人と朝鮮人・韓国人の関係をめぐる社会運動や教育実践の歴史化が進んでいる。とくに1970年代以降の運動については、緒についたばかりとはいえ、研究が進展しつつある。こうした動きは、日朝関係史・日韓関係史を外交・政治・経済の分野だけでなく、市井の人々をめぐる歴史として描くことをめざすものであり、歴史をより立体的・多角的に描くことに繋がるものとして歓迎されるべきものであろう。だが、こうした関係史記述においては、当時の人々が思想や意識の面における「民族」や「民族主義」といったナショナルなものについて深く考えをめぐらし、そのなかで「他者」との人間的関係を築こうとしたという重要な事実が軽視されているように思える。とくに梶村は日本におけるナショナルな思想・意識と朝鮮のそれとを慎重に区別しながら、この問題に接近した。帝国主義的侵略のための民衆動員のシンボルとなった日本のナショナリズム——それにより民衆は国家権力からの自立／自律性を喪失していった——とは対照的に、日本の植民地支配、とくに皇民化政策によって朝鮮人であることそのものが否定され「歪み」を強いられた朝鮮人の自己回復の過程には、「民族」の回復のための苦しい闘いが必ず付随せざるをえない。かつての朝鮮侵略・植民地支配の主体であった「日帝」、そして戦後新たに韓国への経済的進出を通して利潤をあげ韓

## 日本朝鮮研究所の入管闘争

国民衆に苦難をもたらしている新たな「日帝」、こうしたあり方と不可分な日本ナショナリズムは、朝鮮ナショナリズムとは決して等質なものとして把握できないと梶村は考えた。近現代の非対称的な日朝間の歴史と現実は、知識人の観念のなかでナショナルなものを相対化して済ますことを許さない、両民族の異なる存在規定性をわたしたちに例外なく付与したのである。梶村において「民族」とは何かという問いは「国境」とは何かという問いと結びついていた。それは日本と朝鮮両民族の歴史的存在規定性の深みから、そしてそれをのりこえる意志をもって発せられる問い合わせであったのである。そのときその意志の対極に位置するのが国境・在留管理に象徴される排外主義・国家意志であった。

入管闘争に即していえば、排外主義の克服という課題は「単に観念の浄化の課題として抽象的に存在するだけ」であってはならないと考えていた梶村は、こう主張した。「「入管体制」を批判する運動の領域からは、国境の枠組のなかでの国家権力の（在日外国人に対する、また日本人自体に対する）管理と支配そのものに対する根底的な問い合わせはじめている。このような具体的な問題への格闘をぬきにしては、眞のインタナショナリズムの思想も獲得されえないであろう」<sup>69)</sup>。このように、梶村にとってナショナルなもの（実際の国境、観念のなかの国境）を超えるということは、国家権力との対決、それも「具体的問題への格闘」によってはじめて果たされるものであったのである。それは当然、梶村自身にとっての当為でもあった。

一方、梶村においてナショナルなものを超える実践は、日本の朝鮮侵略・植民地支配という歴史的経緯によって形成された在日朝鮮人の「国境を越えた」生活圏、つまり祖国との連繋のあり方を正しく理解することと不可分のものとしてあった。「国境を越えた」生活圏の形成が日本の植民地支配責任と不可分ならば、いったん形成されたその生活圏を再び分断する戦後日本の国家意志としての国境・在留管理、すなわち出入国管理体制の問題は日本の戦後責任の問題として立ち現れる。したがって梶村にとってその責任とは、在日朝鮮人の「民族」のあり方への考察と、国家意志批判を媒介とした日本社会の「日常」の変革への意志をぬきにしてはありえないものであった。こうして入管闘争後も梶村は、在日朝鮮人の権利獲得および日本人の排外主義克服のための運動に邁進していく。その行動と思想はいまもなお、わたしたちが陥りがちな観念性を撃つ頂門の一針であり続けている。

### 注

- 1) 田中宏「入管闘争の歴史——4つの言説との距離感から考える」『社会民主』819号、2023年。
- 2) 小熊英二『1968〈下〉——叛乱の終焉とその遺産』新潮社、2009年。
- 3) 高谷幸『追放と抵抗のポリティクス——戦後日本の境界と非正規移民』ナカニシヤ出版、2017年（第3章「呼び覚まされる帝国の記憶と〈戦後日本〉」）。
- 4) 盧恩明「ベ平連の反「入管体制」運動——その論理と運動の展開」『政治研究』57号、2010年。
- 5) 板垣竜太「日韓会談反対運動と植民地支配責任論——日本朝鮮研究所の植民地主義論を中心に」

- 『思想』1029号, 2010年。
- 6) 韓昇憲「日本人の立場から考える民族教育擁護運動」『朝鮮史研究会論文集』62号, 2024年。同「朝鮮研究における日本人の責任を問う——日本朝鮮研究所の軌跡から」『福音と世界』75号, 2020年。同「東アジア冷戦と植民地主義批判——日本朝鮮研究所の日朝友好運動論をめぐる対立を中心に」『アジア太平洋研究』45号, 2020年。同「冷戦下の日朝間の学術交流のあり方——日本朝鮮研究所の日朝学術交流運動を中心に」『Quadrante』21号, 2019年。
  - 7) 大槻和也「梶村秀樹の在日朝鮮人論——社会運動と研究との往還関係」同志社大学博士学位論文, 2024年。
  - 8) ロバート・リケットと「裁判の会」「指紋押捺制度の背景」『思想の科学』100号, 1988年3月。
  - 9) 在日朝鮮人の人権を守る会『在日朝鮮人の基本的人権』二月社, 1977年, 234-240頁。
  - 10) 在日朝鮮人の人権を守る会によると, 1958年以降は刑罰法令違反者の強制送還は収容を含めて全面的に中止されていたが, 日韓条約発行後に「法 126」該当者に対する入管令第24条(退去強制条項)の全面的適用が開始され, 1965年に3人, 66年に26人, 67年に172人, 68年には98人に対して退去強制令書が発付された(前掲, 在日朝鮮人の人権を守る会『在日朝鮮人の基本的人権』84頁)。それに対しては, 退去強制令書の取消し・無効確認を求める行政訴訟が多数提起された(同, 88頁)。
  - 11) 朝鮮国籍書換運動については, 鄭栄桓『歴史のなかの朝鮮籍』以文社, 2022年を参照。
  - 12) 家永真幸『台湾のアイデンティティ——「中国」との相克の戦後史』文藝春秋社, 2023年。
  - 13) 内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子『戦後責任——アジアのまなざしに応えて』岩波書店, 2014年, 107頁。
  - 14) 4度にわたって提出された法案については, 前掲, 在日朝鮮人の人権を守る会編『在日朝鮮人の基本的人権』が詳細に分析している。本パラグラフは, その内容を参照して記述した。
  - 15) とくに在日韓国青年同盟が在日華僑との共闘を進めた。在日韓国青年同盟中央本部『在日韓国人の歴史と現実』洋々社, 1970年。林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史 1960年代から80年代まで——在日二世の民族運動とアイデンティティ』新幹社, 2011年。
  - 16) 金東希事件とは, 1965年にベトナム派兵を拒否して韓国陸軍を脱走した金東希が日本に亡命したところ, 入管令違反で退去強制令書が発付された事件である。この金東希事件によって, ベ平連をはじめとする運動体は日本の入管体制の問題とそれを象徴する大村収容所の存在を知ることになる。結局, 金東希の日本への亡命は認められず, 本人の次善の希望であった朝鮮民主主義人民共和国への出国として事件は一応結着した(前掲, 高谷『追放と抵抗のポリティクス』71頁。宮崎茂樹『出入国管理——現代の「鎖国」』三省堂, 1970年, 109-110頁)。任錫均は, 1948年10月の麗順事件に関与し逮捕され死刑判決を受けたのち脱走し, 49年日本に「密入国」, 以来日本で生活していたが, 1965年に入管令違反で逮捕された。日本から強制送還された結果, 韓国にて反共法違反により投獄されたが, 病気のため保釈された。保釈中に逃亡し, 66年日本に再び「密入国」して逮捕され, 67年大村収容所に送られた(「緊急ルポ 任錫均氏, 神戸入管に強制収容」『ベ平連ニュース』48号, 1969年, 7頁)。68年腎臓結核のため仮放免となるが, 翌年8月, とつぜん神戸入管事務所に強制収容された。支援の中心となった京都ベ平連の飯沼二郎が任錫均に初めて会ったのは1968年の夏, 彼が仮放免中のときであった(飯沼二郎「大村収容所撤廃のために——クリスチャンの立場から」朴正功〔任錫均〕『大村収容所』京都大学出版会, 1969年, 1頁)。支援運動は, 韓国への送還阻止など任錫

均の身体を守るとともに、亡命権を日本政府に認めさせることを課題として支援に奔走した（倉田令二郎「朝鮮人差別の基本構造——任錫均事件におもう」『朝日ジャーナル』11巻37号、1969年）。

- 17) 前掲、盧恩明「ベ平連の反「入管体制」運動」71-76頁。
- 18) 津村喬『われらの内なる差別——日本文化大革命の戦略問題』三一書房、1970年、19頁。なお、在日韓国青年同盟を中心に1969年4月18日に開催された「出入国管理令改悪反対・法的地位要求貫徹青年学生中央決起大会」の決議文には「一、金賢成氏を焼身自殺に追いやった関係者を徹底的に糾弾する！」とある（前掲、在日韓国青年同盟中央本部『在日韓国人の歴史と現実』211-213頁）。
- 19) 前掲、津村『われらの内なる差別』11頁。
- 20) 前掲、在日韓国青年同盟中央本部『在日韓国人の歴史と現実』287-297頁。
- 21) 陳玉璽と柳文卿は68年に続けて台湾に送還された。当時の台湾の蒋介石国民党政権は、日本に在住する台湾出身者への圧力を強めており、日本の入管当局はそれに協力していた。陳玉璽は親人民共和国派、柳文卿は台湾独立派であったが、両者とも国民党政権にとって問題となる思想的立場にあったため、退去強制のプロセスは類似していた。また劉彩品は台湾からの留学生で、中華人民共和国を支持するとして台湾にパスポート更新の申請をすることを拒否したため、日本への在留許可を取り消され、退去強制の危機にあった。前掲、家永『台湾のアイデンティティ』。劉さんを守る友人の会編『日本人のあなたと中国人のわたし——劉彩品支援運動の記録』ライン出版、1971年。
- 22) 津村喬『歴史の奪還——現代ナショナリズム批判の論理』せりか書房、1972年、57-58頁。
- 23) 前掲、小熊『1968〈下〉』172頁。
- 24) 前掲、津村『われらの内なる差別』。道場親信「ポスト・ベトナム戦争期におけるアジア連帯運動——「内なるアジア」と「アジアのなかの日本」の間で」『岩波講座 東アジア近現代通史8』岩波書店、2011年、106頁。
- 25) 前掲、津村『歴史の奪還』58頁。
- 26) 前掲、高谷『追放と抵抗のポリティクス』93頁。
- 27) 丁勲相事件とは1969年8月、韓国陸軍から脱走し政治亡命を求めて日本に入国した丁勲相が入管令違反で逮捕・起訴された事件である。丁勲相の父母は朝鮮戦争中に38度線を越えて朝鮮民主主義人民共和国へ脱出していた。そのため丁勲相は、韓国の治安当局の監視の対象となっていた。丁勲相はみずから軍隊に入隊して前線に赴くことで38度線を越えることを考えたが、それは不可能だった。そのため日本に亡命してそこから朝鮮民主主義人民共和国に出国することを試みた（丁勲相「日本は私をどうしてくれる」『新評』17巻2号、1970年）。以上の経緯から、丁勲相が韓国に送還された場合どのような処遇が待っているかは明らかであった。これを受け、神戸の革新団体、在日朝鮮人の人権を守る会、日朝協会などを中心に、丁勲相の亡命を認めさせ、朝鮮民主主義人民共和国への帰国を実現させるための運動が展開された（同、91頁）。丁勲相は70年12月、朝鮮民主主義人民共和国へ出国した（黒川伊織「地域ベ平連研究の現状と課題」『神戸大学国際文化学研究科・国際文化学研究推進センター（Promis）2015年度研究報告書』2016年、5頁）。なお、日本における「はじめての政治亡命裁判」（前掲、宮崎『出入国管理』86頁）といわれるのは、「政治犯人不引渡しの原則」をめぐって展開された尹秀吉裁判である（前掲、在日朝鮮人の人権を守る会編『在日朝鮮人の基本的人権』97頁）。

- 28) 飛田雄一「むくげの会のことなど」『季刊三千里』16号, 1978年, 111-112頁。ベ平連こうべの軌跡については、黒川伊織「ベトナム反戦から内なるアジアへ——ベ平連こうべの軌跡」出原政雄編『戦後日本思想と知識人の役割』法律文化社, 2015年を参照。
- 29) 内海愛子「在日朝鮮人問題を出発点に、日本の「帝国主義」を問う」大野光明・小杉亮子・松井隆志編『越境と連帶——社会運動史研究4』新曜社, 2022年, 122頁。
- 30) Tokyo YWCA World Fellowship Committee, *Japan's New Isolationism: A Study of the Proposed Immigration Control Bill*, World Fellowship Committee of the Tokyo Young Woman's Christian Association, 1971.
- 31) *ibid*, p. iii.
- 32) 水野直樹・文京洙『在日朝鮮人——歴史と現在』岩波書店, 2015年, 178-179頁。
- 33) 道場親信『戦後日本の社会運動』『岩波講座 日本歴史 第19巻 近現代5』岩波書店, 2015年。
- 34) 同上, 127頁。
- 35) 「差別発言問題」とは、朝研主催のシンポジウムにおいて、所員の旗田巍が戦後の朝鮮史研究の立ち位置を語るなかで、それを日本歴史学のなかの「特殊部落的なもの」と発言し、解放同盟などから厳しい批判・糾弾を受けたことをさす。この事件は旗田のみならず、梶村や宮田節子らにも深刻な反省を迫り、それまでの研究姿勢を顧みさせる契機となった。拙稿「朝鮮人差別克服のための闘い——日本朝鮮研究所の反差別語闘争を中心に」清原悠編『レイシズムを考える』共和国, 2021年を参照。
- 36) 佐藤勝巳『わが体験的朝鮮問題』東洋経済新報社, 1978年, 99-100頁。
- 37) 森田堯「「出入国管理法案」の挑戦」『朝鮮研究』85号, 1969年。高橋栄夫「「大村収容所」と民族国家止揚」『朝鮮研究』86号, 1969年。
- 38) さ[佐藤勝巳]「編集後記」『朝鮮研究』179号, 1978年, 67頁。
- 39) 同上。
- 40) 梶村秀樹「「出入国管理法案」と日本人民」『朝鮮研究』86号, 1969年。
- 41) 「朝研公開講座」『朝鮮研究』86号。
- 42) 梶村は朝研においてだけでなく、学生運動から生まれた入管闘争団体とも共闘している。梶村秀樹「戦後日本政府の在日朝鮮人政策」『出入国管理法案阻止にむけて』「3・28 新入管法案を検討する集い」実行委員会, 1971年。この集会を開催しパンフレットを発行したのは、「人権確立」宇宙船研究者の会、東大法共闘、反入管情報センターであった。
- 43) 梶村秀樹「在日朝鮮人——歴史と現在」『金嬉老公判対策委員会ニュース』3号, 1968年。同「『同化主義』の刻印」同4号, 1968年。同「在日朝鮮人にとっての国籍・戸籍・家族(上)」同6号, 1969年。同「在日朝鮮人にとっての国籍・戸籍・家族(下)」同8号, 1969年。以上すべて『梶村秀樹著作集』第6巻, 明石書店, 1993年所収。これらは連載形式で書かれたものである。
- 44) 梶村秀樹「戦後日本国家と入管法」横浜市立大学民族問題研究会, 1973年, 2頁。この貴重なガリ版刷の講演録は、当時横浜市立大学で講演会を企画・開催した遠藤正承氏より提供を受けた。この場を借りて感謝申し上げたい。
- 45) 前掲、内海「在日朝鮮人問題を出発点に、日本の「帝国主義」を問う」122頁。
- 46) 同上。
- 47) S[佐藤勝巳]「編集後記」『朝鮮研究』98号, 1970年, 62頁。

- 48) 佐藤勝巳は、入管令を理解するのに役に立った書籍として、池上努『法的地位 200 の質問』（京文社、1965 年）と法務研修所〔森田芳夫〕『在日朝鮮人処遇の推移と現状』（法務研修所、1955 年）の 2 つをあげている（佐藤勝巳「『秘話』で綴る私と朝鮮」晚聲社、2014 年、123 頁）。この一問一答形式の採用は、池上の著書から発想を得たものである可能性がある。
- 49) 梶村秀樹「ポツダム政令と法律 126 号」『朝鮮研究』104 号、1971 年。内海愛子「外務省令第 14 号」同 105 号、1971 年。佐藤勝巳「協定永住権と入管令」同 106 号、1971 年。梶村秀樹「在日朝鮮人と国籍 1」同 107 号、1971 年。内海愛子「在日朝鮮人と国籍 2」同 108 号、1971 年。編集部「外国人登録法」同 112 号、1972 年。
- 50) 林鳳「入管当局の協定永住権取得強要の実態——入管留置場体験記」『朝鮮研究』99 号、1970 年 11 月。林鳳は元南朝鮮労働党員の高峻石のペンネームである（和田春樹「日本朝鮮研究所を考える」和田春樹・高崎宗司『検証 日朝関係 60 年史』明石書店、2005 年、67-68 頁）。
- 51) 日本朝鮮研究所運営委員会「出入国管理法案に対する反対声明」『朝鮮研究』103 号、1971 年。
- 52) 技術研修生は、入管令上の第 4 条第 1 項第 16 号の「前各号に規定するものを除く外、法務省令で特に定める者」のうち、他の在留資格に該当しない身分・地位・活動を包括的に含む在留資格（4-1-16-3）により入国・在留が認められた者であった。その後、1981 年の入管法改定時に「技術研修」の在留資格（4-1-6-2）が創設された（福山宏・橋本由紀『外国人研修・技能実習制度の政策史——成立から定着まで』独立行政法人経済産業研究所、2023 年、1 頁）。
- 53) 内海愛子「韓国技術研修生受け入れ計画」『朝鮮研究』100 号、1970 年。同「経済援助」と「国民的合意」の意味——技術研修生導入計画のその後」『朝鮮研究』111 号、1972 年。前掲、内海・大沼・田中・加藤『戦後責任』108-109 頁。内海の記憶では、彼女にこの調査をお願いしたのが梶村であった（前掲、内海「在日朝鮮人問題を出発点に、日本の「帝国主義」を問う」120 頁）。
- 54) 前掲、内海「経済援助」と「国民的合意」の意味」3 頁。
- 55) 澤田晃宏『ルポ 技能実習生』筑摩書房、2020 年、15-21 頁。澤田は「[技能実習の対象職種には] 電子機器や食品加工など、途上国には存在しない職種もある。こうした技術をどうして移転できるのだろうか」と問いかながら、「技能実習制度は中小零細企業による団体監理型の実習が全体の 95% を超えている。国際貢献を目的に実習生を受け入れる余裕のある中小零細企業がそれだけあるとは到底思えない」と、ベトナム人実習生への取材の経験から明言している（同書、21 頁）。
- 56) 佐藤勝巳編『在日朝鮮人——その差別と処遇の実態』同成社、1974 年。内海は本書について、「運動が終わってそのままにしておくのは問題だと思い、記録として残しておこうと提案して、みんなで書きました。全員の名前を表紙に入れたかったのですが、私の独断で佐藤勝巳編にしました」と証言している（前掲、内海「在日朝鮮人問題を出発点に、日本の「帝国主義」を問う」122 頁）。
- 57) 前掲、佐藤編『在日朝鮮人』392 頁。
- 58) 前掲、梶村『戦後日本国家と入管法』2 頁。
- 59) 編集部（文責 HK [梶村秀樹]）「朝鮮についての本と論文」『朝鮮研究』98 号、1970 年、50 頁。傍点部引用者。
- 60) K [梶村秀樹]「編集後記」『朝鮮研究』85 号、1969 年。ここで梶村は次のように言っている。「朝鮮問題がアジアの問題・日本の問題の焦点であるということが、ヒシヒシと痛感させられる

日々です。[……]／当面そういう矛盾の焦点が、在日朝鮮人への出入国管理法案という形をとった攻撃としてあらわれていることの意味を、日本人にとっての思想的問題として、深刻に、しかも実践的に認識しなければならないと思います」(64 頁)。

- 61) 前掲、梶村『戦後日本国家と入管法』9 頁。
- 62) 同上、277 頁。
- 63) 前掲、梶村『戦後日本国家と入管法』14 頁。
- 64) 前掲、津村『歴史の奪還』66 頁。
- 65) 前掲、梶村「「出入国管理法案」と日本人民」12 頁。
- 66) 前掲、梶村『戦後日本国家と入管法』16 頁。
- 67) 同上、12~13 頁。
- 68) 同上、17 頁。
- 69) 梶村秀樹「朝鮮からみた現代東アジア——東アジア与中国」『朝鮮史の枠組と思想』研文出版、1982 年、281~282 頁（初出は 1969 年）。